

条例番号	公布年月日	件名	関係部
1	R8.3.6	渋谷区公告式条例の一部を改正する条例	総務部 会計管理室 監査委員事務局
2	R8.3.6	渋谷区行政手続条例の一部を改正する条例	総務部 会計管理室 監査委員事務局
3	R8.3.6	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	総務部 会計管理室 監査委員事務局
4	R8.3.6	渋谷区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	区民部 会計管理室 監査委員事務局
5	R8.3.6	渋谷区障害者福祉施設条例の一部を改正する条例	福祉部 会計管理室 監査委員事務局
6	R8.3.6	渋谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	子ども家庭部 会計管理室 監査委員事務局
7	R8.3.6	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	教育委員会事務局 会計管理室 監査委員事務局

## 渋谷区条例第1号

渋谷区公告式条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月6日

渋谷区長 長谷部 健

### 渋谷区公告式条例の一部を改正する条例

渋谷区公告式条例（昭和25年渋谷区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（条例の公布）

第1条 渋谷区条例（以下「条例」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に区長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、区のウェブサイトに掲載して行う。ただし、区長が必要と認めるときは、渋谷区役所庁舎前の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

第2条に見出しとして「（規則の公布）」を付す。

第3条及び第4条を次のように改める。

（区長の定める規程の公表）

第3条 区長の定める規程（規則を除く。）を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び区長名を記入しなければならない。

2 第1条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

（区の機関の定める規則及び規程の公表）

第4条 第1条の規定は、区の機関（区長を除く。以下同じ。）の定める規則で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条中「区長」とあるのは、「当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、区の機関の定める規程で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「区長名」とあるのは、「当該機関名」と読み替えるも

のとする。

第5条に見出しとして「(施行期日)」を付す。

#### 附 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

## 渋谷区条例第2号

渋谷区行政手続条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月6日

渋谷区長 長谷部 健

### 渋谷区行政手続条例の一部を改正する条例

渋谷区行政手続条例（平成9年渋谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号、第4条、第13条第1項及び第2項第5号並びに第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を区規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を

加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の渋谷区行政手続条例（以下「改正後の条例」という。）

第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達、送達又は通知について適用し、同日前にした公示送達、送達又は通知については、なお従前の例による。

## 渋谷区条例第3号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月6日

渋谷区長 長谷部 健

### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年渋谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「4号給」の次に「（行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級であるものにあつては、零号給）」を加える。

第12条第1項中「人事委員会が」を「区規則で」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「人事委員会が」を「区規則で」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「支給月数」を「支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）」に改め、同項第3号中「人事委員会が」を「区規則で」に、「掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に当該支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる」を「定める額の合計額、運賃等相当額又は同号に定める」に改め、同条第3項中「人事委員会が」を「区規則で」に、「でその利用が人事委員会の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「（以下「新幹線鉄道等」という。）」に、「の2分の1に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が2万円を超えるときは、2万円に当該支給月数を乗じて得た額）」を「に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）」に改め、同条第4項中「同項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして区規則で定める住居を含む。）からの通勤の

ため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して区規則で定める職員に限る。）その他前項」に、「人事委員会が」を「区規則で」に改め、同条中第6項を第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 第1項、第2項第1号及び第3号、第3項、第4項並びに前項の区規則を定めるに当たっては、人事委員会の承認を得るものとする。

第12条第5項中「人事委員会が」を「区規則で」に改め、同項を同条第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額（交通機関が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、15万円に支給月数を乗じて得た額とする。

第12条の2第5項中「区規則で」を「区規則を」に改める。

第18条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかった」を「勤務をしなかった」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て区規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て区規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

別表第1中

5 級	6 級
給料月額	給料月額
円	円
320,000	396,500
322,200	399,100
324,400	401,700
326,600	404,300
328,900	407,000
331,100	409,700
333,400	412,400
335,700	415,200
338,000	418,000
340,400	420,800
342,700	423,600
345,100	426,400
347,400	429,200
349,800	432,000
352,100	434,800
354,500	437,600
356,800	440,500
359,200	443,400
361,600	446,300
363,900	449,200
366,200	452,100
368,700	455,100
371,100	458,200
373,500	461,200
375,800	464,200
378,200	466,900
380,600	469,700
383,000	472,400
385,600	475,000
388,400	477,600
391,200	480,100
394,000	482,500

5 級	6 級
給料月額	給料月額
円	円
396,800	497,700
399,300	506,200
401,500	513,900
403,800	520,400
406,100	526,500
408,400	532,000
410,700	536,900
412,900	539,400
415,000	541,400
417,300	
419,400	
421,500	
423,600	
425,500	
427,400	
429,200	
431,000	
432,600	
434,100	
435,400	
436,700	
438,100	
439,300	
440,300	
441,400	
442,500	
443,500	
444,400	
445,200	
446,000	
446,800	
447,600	

396,800	484,700		448,300
399,300	486,800		449,000
401,500	488,800		449,800
403,800	490,900		450,500
406,100	492,800		451,100
408,400	494,500		451,800
410,700	496,100		452,400
412,900	497,700		453,000
415,000	499,200		453,500
417,300	500,700		454,000
419,400	502,100		454,500
421,500	503,500		455,100
423,600	504,800		455,700
425,500	506,200		456,300
427,400	507,400		456,900
429,200	508,600		457,300
431,000	509,700		457,800
432,600	510,900		458,300
434,100	511,900		458,800
435,400	512,900		459,300
436,700	513,900		459,800
438,100	514,800	を	460,300
439,300	515,700		460,700
440,300	516,600		461,200
441,400	517,400		461,700
442,500	518,200		462,200
443,500	519,000		462,700
444,400	519,700		463,200
445,200	520,400		463,600
446,000	521,100		464,100
446,800	521,700		464,600
447,600	522,300		465,100
448,300	522,900		465,600
449,000	523,500		466,100
449,800	524,000		466,600

450,500	524,500	467,100	
451,100	525,000	467,600	
451,800	525,500	468,100	
452,400	526,000	468,600	
453,000	526,500	469,100	
453,500	527,000	469,600	
454,000	527,500	470,100	
454,500	528,000	470,600	
455,100	528,500	471,100	
455,700	529,000	471,600	
456,300	529,500		
456,900	530,000		
457,300	530,500		
457,800	531,000		
458,300	531,500		
458,800	532,000		
459,300	532,500		
459,800	533,000		
460,300	533,500		
460,700	534,000		
461,200	534,500		
461,700	535,000		
462,200			
462,700			
463,200			
463,600			
464,100			
464,600			
465,100			
465,600			
466,100			
466,600			
467,100			
467,600			
468,100			

468,600	
469,100	
469,600	
470,100	
470,600	
471,100	
471,600	


に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	181,100	242,900	278,000	310,100
	2	182,000	245,000	280,200	312,500
	3	182,900	247,100	282,400	314,900
	4	183,800	249,200	284,700	317,300
	5	184,700	251,400	287,000	319,600
	6	185,600	253,100	288,800	321,900
	7	186,500	254,800	290,600	324,000
	8	187,400	256,500	292,400	326,100
	9	188,300	258,000	294,200	328,200
	10	189,200	259,500	295,800	330,300
	11	190,100	260,800	297,400	332,400
	12	191,000	262,100	299,000	334,500
	13	191,900	263,400	300,600	336,400
	14	192,800	264,700	302,100	338,300
	15	193,700	266,000	303,600	340,200
	16	194,600	267,300	305,000	342,100
	17	195,500	268,600	306,400	344,000
	18	196,400	269,900	307,800	345,900
	19	197,300	271,200	309,200	347,600
	20	198,200	272,400	310,500	349,300
	21	199,300	273,600	311,800	351,000
	22	200,400	274,800	313,100	352,700
	23	201,500	276,000	314,400	354,400
	24	202,600	277,200	315,600	356,100
	25	203,700	278,400	316,800	357,600
	26	204,800	279,600	318,000	359,100
	27	205,900	280,800	319,200	360,600
	28	207,000	282,000	320,400	362,100
	29	208,100	283,100	321,600	363,600
30	209,200	284,200	322,700	365,100	

31	210,300	285,300	323,800	366,600
32	211,400	286,400	324,900	368,100
33	212,500	287,500	325,900	369,600
34	213,600	288,600	326,900	371,100
35	214,700	289,700	327,900	372,600
36	215,800	290,800	328,900	374,100
37	216,900	291,900	329,900	375,600
38	218,000	293,000	330,900	376,900
39	219,100	294,000	331,900	378,200
40	220,200	295,000	332,800	379,500
41	221,300	296,000	333,700	380,800
42	222,400	297,000	334,600	382,100
43	223,500	298,000	335,500	383,400
44	224,600	299,000	336,300	384,700
45	225,700	300,000	337,100	386,000
46	226,800	301,000	337,900	387,100
47	227,900	302,000	338,700	388,200
48	229,000	303,000	339,500	389,300
49	230,100	303,900	340,300	390,300
50	231,200	304,800	341,100	391,300
51	232,300	305,700	341,900	392,300
52	233,400	306,600	342,700	393,300
53	234,400	307,500	343,400	394,300
54	235,400	308,400	344,100	395,300
55	236,400	309,300	344,800	396,300
56	237,400	310,200	345,500	397,300
57	238,400	311,100	346,200	398,300
58	239,400	312,000	346,900	399,100
59	240,400	312,700	347,500	399,900
60	241,400	313,400	348,100	400,700
61	242,400	314,100	348,700	401,500
62	243,400	314,800	349,300	402,300
63	244,400	315,500	349,900	403,100
64	245,400	316,100	350,500	403,900
65	246,400	316,700	351,100	404,500
66	247,400	317,300	351,700	405,100
67	248,400	317,900	352,300	405,700

68	249,400	318,500	352,900	406,300
69	250,400	319,000	353,500	406,900
70	251,400	319,500	354,100	407,500
71	252,400	320,000	354,700	408,100
72	253,400	320,500	355,200	408,700
73	254,400	321,000	355,700	409,100
74	255,400	321,500	356,200	409,400
75	256,400	322,000	356,700	409,700
76	257,400	322,500	357,200	410,000
77	258,400	323,000	357,700	410,300
78	259,400	323,500	358,200	410,600
79	260,400	324,000	358,700	410,900
80	261,400	324,500	359,200	411,200
81	262,400	325,000	359,700	411,500
82	263,400	325,500	360,200	411,800
83	264,400	325,900	360,700	412,100
84	265,400	326,300	361,200	412,400
85	266,400	326,700	361,700	412,700
86	267,400	327,100	362,100	413,000
87	268,400	327,500	362,500	413,300
88	269,400	327,900	362,900	413,600
89	270,400	328,300	363,300	413,900
90	271,400	328,700	363,700	414,200
91	272,400	329,100	364,100	414,500
92	273,400	329,500	364,500	414,800
93	274,400	329,900	364,900	415,100
94	275,400	330,300	365,300	415,400
95	276,400	330,700	365,700	
96	277,400	331,000	366,000	
97	278,400	331,300	366,300	
98	279,400	331,600	366,600	
99	280,400	331,900	366,900	
100	281,400	332,200	367,200	
101	282,400	332,500	367,500	
102	283,400	332,800	367,800	
103	284,400	333,100	368,100	
104	285,400	333,400	368,400	

105	286,400	333,700	368,700	
106	287,400	334,000	369,000	
107	288,400	334,300	369,300	
108	289,300	334,600	369,600	
109	290,200	334,900	369,900	
110	291,100	335,100	370,200	
111	292,000	335,300	370,500	
112	292,900	335,500	370,800	
113	293,800	335,700	371,100	
114	294,700	335,900	371,400	
115	295,600	336,100	371,700	
116	296,500	336,300	372,000	
117	297,400	336,500	372,300	
118	298,300	336,700	372,600	
119	299,000	336,900	372,900	
120	299,700	337,100	373,200	
121	300,400	337,300	373,500	
122	301,100	337,500	373,800	
123	301,800	337,700	374,100	
124	302,500	337,900	374,400	
125	303,200	338,100	374,700	
126	303,900	338,300	375,000	
127	304,600	338,500	375,300	
128	305,300	338,700	375,600	
129	306,000	338,900	375,900	
130	306,600	339,100	376,200	
131	307,200	339,300	376,500	
132	307,800	339,500	376,800	
133	308,400	339,700	377,100	
134	309,000	339,900	377,400	
135	309,600	340,100	377,700	
136	310,200	340,300	378,000	
137	310,800	340,500	378,300	
138	311,400	340,700	378,600	
139	312,000	340,900	378,900	
140	312,400	341,100	379,200	
141	312,800	341,300	379,500	

	142	313,200	341,500	379,800	
	143	313,600	341,700	380,100	
	144	314,000	341,900		
	145	314,400	342,100		
	146	314,800			
	147	315,200			
	148	315,600			
	149	316,000			
	150	316,400			
	151	316,800			
	152	317,200			
	153	317,600			
	154	318,000			
	155	318,300			
	156	318,600			
	157	318,900			
	158	319,200			
	159	319,500			
	160	319,800			
	161	320,100			
	162	320,400			
	163	320,700			
	164	321,000			
	165	321,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 224,600	円 235,900	円 257,800	円 290,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第4中

5 級
給料月額
円
320,000
322,200
324,400
326,600
328,900
331,100
333,400
335,700
338,000
340,400
342,700
345,100
347,400
349,800
352,100
354,500
356,800
359,200
361,600
363,900
366,200
368,700
371,100
373,500
375,800
378,200
380,600
383,000
385,600
388,400

5 級
給料月額
円
396,800
399,300
401,500
403,800
406,100
408,400
410,700
412,900
415,000
417,300
419,400
421,500
423,600
425,500
427,400
429,200
431,000
432,600
434,100
435,400
436,700
438,100
439,300
440,300
441,400
442,500
443,500
444,400
445,200
446,000

391, 200		446, 800
394, 000		447, 600
396, 800		448, 300
399, 300		449, 000
401, 500		449, 800
403, 800		450, 500
406, 100		451, 100
408, 400		451, 800
410, 700		452, 400
412, 900		453, 000
415, 000		453, 500
417, 300		454, 000
419, 400		454, 500
421, 500		455, 100
423, 600		455, 700
425, 500		456, 300
427, 400		456, 900
429, 200		457, 300
431, 000		457, 800
432, 600		458, 300
434, 100		458, 800
435, 400		459, 300
436, 700		459, 800
438, 100		460, 300
439, 300	を	460, 700
440, 300		461, 200
441, 400		461, 700
442, 500		462, 200
443, 500		462, 700
444, 400		463, 200
445, 200		463, 600
446, 000		464, 100
446, 800		464, 600
447, 600		465, 100



466,600
467,100
467,600
468,100
468,600
469,100
469,600
470,100
470,600
471,100
471,600


に改める。

別表第5中

5 級
給料月額
円
320,000
322,200
324,400
326,600
328,900
331,100
333,400
335,700
338,000
340,400
342,700
345,100
347,400
349,800

5 級
給料月額
円
396,800
399,300
401,500
403,800
406,100
408,400
410,700
412,900
415,000
417,300
419,400
421,500
423,600
425,500

352, 100	427, 400
354, 500	429, 200
356, 800	431, 000
359, 200	432, 600
361, 600	434, 100
363, 900	435, 400
366, 200	436, 700
368, 700	438, 100
371, 100	439, 300
373, 500	440, 300
375, 800	441, 400
378, 200	442, 500
380, 600	443, 500
383, 000	444, 400
385, 600	445, 200
388, 400	446, 000
391, 200	446, 800
394, 000	447, 600
396, 800	448, 300
399, 300	449, 000
401, 500	449, 800
403, 800	450, 500
406, 100	451, 100
408, 400	451, 800
410, 700	452, 400
412, 900	453, 000
415, 000	453, 500
417, 300	454, 000
419, 400	454, 500
421, 500	455, 100
423, 600	455, 700
425, 500	456, 300
427, 400	456, 900
429, 200	457, 300

431,000		457,800
432,600		458,300
434,100		458,800
435,400		459,300
436,700	を	459,800
438,100		460,300
439,300		460,700
440,300		461,200
441,400		461,700
442,500		462,200
443,500		462,700
444,400		463,200
445,200		463,600
446,000		464,100
446,800		464,600
447,600		465,100
448,300		465,600
449,000		466,100
449,800		466,600
450,500		467,100
451,100		467,600
451,800		468,100
452,400		468,600
453,000		469,100
453,500		469,600
454,000		470,100
454,500		470,600
455,100		471,100
455,700		471,600
456,300		
456,900		
457,300		
457,800		
458,300		

458,800	
459,300	
459,800	
460,300	
460,700	
461,200	
461,700	
462,200	
462,700	
463,200	
463,600	
464,100	
464,600	
465,100	
465,600	
466,100	
466,600	
467,100	
467,600	
468,100	
468,600	
469,100	
469,600	
470,100	
470,600	
471,100	
471,600	

に改める。

別表第7中「人事委員会が」を「区規則で」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例別表第2に掲げる行政職給料表(二)の適用について、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者の属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級であった職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において職員の給与に関する条例別表第1に掲げる行政職給料表(一)、別表第2に掲げる行政職給料表(二)、別表第4に掲げる医療職給料表(二)及び別表第5に掲げる医療職給料表(三)の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第2に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

4 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(復職等の日における号給調整の特例)

5 施行日の前日から引き続き休職中等(初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和53年特別区人事委員会規則第18号)第33条の規定による休職中、結核休養中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育児休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中又は停職中をいう。以下同じ。)の者のうち、次に掲げる職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日、休養の終了した日の翌日又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)における号給は、施行日に復職等をしていただならば決定されていた号給に調整する。

(1) 休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に初任給、昇格及び昇給等に関する規則第2条第4号に規定する昇給日がある職員

(2) 復職等の日に昇格する職員（施行日の前日においてこの条例による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年渋谷区条例第2号）附則第5項から第7項までに規定する差額に相当する額を加算した額を受ける職員に限る。）

（施行日と同日に昇格等をする場合の号給決定）

6 施行日と同日に昇格、降格、昇給、降給又は転職等をする場合の号給決定は、附則別表第2による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。

（他の特別区及び特別区の一部事務組合から採用される職員に対する規定の準用）

7 施行日の前日に人事交流により他の特別区及び特別区の一部事務組合を退職し、施行日から採用される職員の初任給決定については、附則第2項から前項まで並びに附則別表第1及び附則別表第2の規定を準用する。

（委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

9 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年渋谷区条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第5項から第7項までを次のように改める。

附則第5項から第7項まで 削除

附則別表第1（附則第2項関係）

職務の級の切替表

旧級	新級
1級	1級
2級	2級
3級	3級
4級	4級

附則別表第2（附則第3項関係）

号給の切替表

ア 行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級	6級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	1
31	1	1
32	1	1
33	1	1
34	2	1
35	3	1
36	4	1

37	5	1
38	6	1
39	7	1
40	8	1
41	9	2
42	10	2
43	11	2
44	12	2
45	13	2
46	14	2
47	15	3
48	16	3
49	17	3
50	18	3
51	19	3
52	20	3
53	21	3
54	22	4
55	23	4
56	24	4
57	25	4
58	26	4
59	27	4
60	28	4
61	29	4
62	30	5
63	31	5
64	32	5
65	33	5
66	34	5
67	35	5
68	36	5
69	37	5
70	38	5
71	39	5
72	40	5
73	41	6
74	42	6
75	43	6
76	44	6
77	45	6
78	46	6
79	47	6
80	48	6
81	49	6
82	50	6

83	51	6
84	52	7
85	53	7
86	54	7
87	55	7
88	56	7
89	57	7
90	58	
91	59	
92	60	
93	61	
94	62	
95	63	
96	64	
97	65	
98	66	
99	67	
100	68	
101	69	
102	70	
103	71	
104	72	
105	73	
106	74	
107	75	
108	76	
109	77	

イ 行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 職務の級	職務の級			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	4	2	1	1
5	5	2	1	1
6	7	3	1	1
7	7	4	1	1
8	8	5	1	1
9	9	6	1	1
10	9	7	1	1
11	11	8	1	1
12	12	9	1	1

13	13	10	1	1
14	13	11	1	1
15	15	12	2	1
16	16	13	3	1
17	16	14	3	1
18	16	15	4	1
19	17	16	5	1
20	18	17	5	1
21	19	17	6	1
22	20	18	7	1
23	21	18	8	1
24	22	19	9	1
25	23	19	9	1
26	24	20	10	1
27	25	21	13	1
28	26	22	17	2
29	27	23	17	2
30	28	24	18	3
31	29	24	18	4
32	30	25	19	5
33	31	27	19	5
34	32	29	20	6
35	33	31	20	7
36	34	33	21	8
37	35	33	22	9
38	36	34	23	9
39	37	34	24	10
40	38	35	25	11
41	39	35	26	12
42	40	36	27	13
43	41	36	28	15
44	42	37	29	17
45	43	38	30	17
46	44	39	31	18
47	45	40	32	18
48	46	41	33	19
49	47	42	35	20
50	48	43	37	21
51	49	44	38	21
52	50	45	40	22
53	50	46	41	24
54	51	47	43	25
55	51	48	44	25
56	52	48	45	27
57	52	50	45	28
58	53	51	46	28

59	53	52	48	29
60	54	53	49	29
61	54	54	51	30
62	55	55	52	32
63	56	56	53	33
64	57	57	54	33
65	58	58	54	33
66	59	58	55	34
67	60	59	56	34
68	61	60	57	34
69	62	61	58	35
70	63	62	59	36
71	64	63	60	36
72	65	64	61	37
73	66	64	61	37
74	67	65	61	38
75	68	66	62	38
76	69	67	62	39
77	70	68	62	39
78	71	69	63	40
79	72	69	63	40
80	73	70	64	41
81	74	71	64	41
82	75	71	65	41
83	76	71	65	41
84	77	72	66	42
85	78	72	67	42
86	79	72	68	42
87	80	73	68	43
88	81	73	69	43
89	82	73	69	43
90	83	74	70	44
91	84	74	71	44
92	85	74	71	44
93	86	75	72	45
94	87	75	72	45
95	88	75	73	45
96	89	76	74	46
97	90	77	75	46
98	91	77	75	46
99	92	78	76	46
100	93	79	77	47
101	94	80	77	47
102	95	80	78	47
103	96	81	79	47
104	97	82	79	48

105	98	83	80	48
106	99	84	81	48
107	100	85	81	48
108	101	86	82	49
109	102	87	83	49
110	103	88	83	49
111	104	88	84	50
112	105	89	85	50
113	105	90	86	50
114	106	91	86	51
115	107	91	87	51
116	108	92	88	51
117	109	93	89	52
118	110	94	90	52
119	110	94	91	52
120	111	95	92	53
121	112	96	93	55
122	112	97	94	
123	113	97	95	
124	113	98	96	
125	114	99	98	
126	114	99	99	
127	115	100	100	
128	115	101	102	
129	116	101	103	
130	116	102	104	
131	116	103	106	
132	117	103	107	
133	117	104	108	
134	118	104	110	
135	118	105	111	
136	118	105	112	
137	119	105	114	
138	119	106	115	
139	120	106	116	
140	120	106	118	
141	121	107	119	
142	121	107	120	
143	122	107	122	
144	122	108	123	
145	123	108	124	
146	123	108	126	
147	123	109	127	
148	124	109	128	
149	124	109	130	
150	124		131	

151	125		132	
152	125		134	
153	126		135	
154	126		136	
155	126		137	
156	127		138	
157	127		139	
158	128			
159	128			
160	129			
161	129			
162	129			
163	130			
164	130			
165	131			

ウ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 職務の級	5 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1

25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38

71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	62
95	63
96	64
97	65
98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77

エ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級	5級
-----	------	----

1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14

47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60

93	61
94	62
95	63
96	64
97	65
98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77

## 渋谷区条例第4号

渋谷区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月6日

渋谷区長 長谷部 健

### 渋谷区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

渋谷区後期高齢者医療に関する条例（平成20年渋谷区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「第1条第2項」を「第1条第2項ただし書」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

渋谷区条例第5号

渋谷区障害者福祉施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月6日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

渋谷区障害者福祉施設条例（平成19年渋谷区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

本町五丁目障がい者施設	東京都渋谷区本町五丁目19番4号
-------------	------------------

第3条に次の1号を加える。

(5) 本町五丁目障がい者施設

ア 在宅の障害者等を介護している者が、緊急又は一時的な理由で介護することができない場合に、当該障害者等を一時的に保護する事業に関する事

イ 在宅の障害者の自立生活体験事業に関する事

ウ ア及びイに掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

第5条中「及び第4号ア」を「、第4号ア並びに第5号ア及びイ」に改める。

第6条第10号中「及び第3号ス」を「、第3号ス、第4号イ及び第5号ウ」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号の次に次の2号を加える。

(10) 第3条第5号アに規定する事業 次に掲げる者

ア 区内に住所を有する法第4条第1項に規定する障害者のうち区規則で定める者及びその保護者

イ 区内に住所を有する法第4条第2項に規定する障害児のうち区規則で定める者の保護者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者

(1) 第3条第5号イに規定する事業 次に掲げる者

ア 区内に住所を有する法第4条第1項に規定する障害者のうち区規則で定める者

イ アに掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者

第7条第3項中「前条第4号」の次に「、第10号及び第11号」を加える。

第8条第2項第1号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第21条の5の3第2項」を「第21条の5の3第2項第1号」に改める。

#### 附 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

渋谷区条例第6号

渋谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月6日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

渋谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等を定める条例（平成26年渋谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

渋谷区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等を定める条例

第1条中「第46条第2項」の次に「（法第54条の3において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

第2条を次のように改める。

（用語の定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「教育・保育等府令」という。）及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「乳児等府令」という。）で使

用する用語の例による。

第3条中「府令」を「教育・保育等府令及び乳児等府令」に改める。

第4条中「法第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 渋谷区条例第7号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月6日

渋谷区長 長谷部 健

### 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年渋谷区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「支給月数」を「支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）」に改め、同項第3号中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に、「掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に当該支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる」を「定める額の合計額、運賃等相当額又は同号に定める」に改め、同条第3項中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に、「でその利用が人事委員会の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「（以下「新幹線鉄道等」という。）」に、「の2分の1に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が2万円を超えるときは、2万円に当該支給月数を乗じて得た額）」を「に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）」に改め、同条第4項中「同項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して教育

委員会規則で定める職員に限る。) その他前項」に、「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同条中第6項を第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 第1項、第2項第1号及び第3号、第3項、第4項並びに前項の教育委員会規則を定めるに当たっては、人事委員会の承認を得るものとする。

第15条第5項中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同項を同条第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額（交通機関が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、15万円に支給月数を乗じて得た額とする。

第23条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかった」を「勤務をしなかった」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

別表第3中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改める。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。